

地域課題解決型先端サービス実装化支援事業実施要綱

(令和4年10月4日決裁)

(令和5年9月12日決裁)

(令和7年6月24日決裁)

(事業の目的)

第1条 本事業は、市内外からの進出企業等が地域の企業や団体等（以下「地域企業等」という。）と連携して行う、地域課題解決に向けた情報通信技術等を活用したサービス（以下「先端サービス」という。）の実装化の取組を支援するとともに、地域企業等を対象に、進出企業等が提供する先端サービスを導入する取組を支援することで、本市での進出企業等の継続的な事業展開や社員の定着・定住、地域企業等の課題の解決や地域経済の活性化等を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において情報通信技術等とは、ICT、AI、IoT、ロボット等先端技術全般とする。

(進出企業等の要件)

第3条 本事業の対象とする進出企業等は、次のいずれかを満たす企業とする。

- (1) 市に拠点等（市が設置しているサテライトオフィス又はスマートシティAiCTへの入居に限る。以下同じ。）を有する企業
- (2) 市に拠点等を設けることが決定している企業（ただし、本事業による支援を受けようとする年度内に拠点等を設ける場合に限る。）
- (3) 一般社団法人AiCTコンソーシアムの正会員又はサポート会員である企業
- (4) 一般社団法人AiCTコンソーシアムへの入会が決定している企業（ただし、本事業による支援を受けようとする年度内に入会する場合に限る。）
- (5) 前2号に類するものとして、第6条で定める審査会が認めた企業

2 前項の規定にかかわらず、進出企業等が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の対象としない。

- (1) 市税の滞納者
- (2) 会津若松市暴力団排除条例（平成24年会津若松市条例第4号）第2条第1号から第3号までに該当する者

(地域企業等の要件)

第3条の2 本事業の対象とする地域企業等は、次に該当する企業又は団体とする。

- (1) 市内に本店又は主たる事業所を有する企業（個人事業主を含む。）
- (2) 市内を主な活動地域とする団体（ただし、本事業による支援を受けることができるのは、当該団体の構成員が、市内に存する店舗・事業所等に先端サービスを

導入する場合に限る。)

- (3) 前2号に類するものとして、第6条で定める審査会が認めた企業又は団体
- 2 前項の規定にかかわらず、地域企業等（前項第2号又は第3号に規定する団体である場合は、当該団体の構成員のうち、本事業による支援を受けようとする者）が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の対象としない。

- (1) 市税の滞納者
- (2) 会津若松市暴力団排除条例（平成24年会津若松市条例第4号）第2条第1号から第3号までに該当する者

（企業等との連携）

第4条 本事業による支援を受けようとする進出企業等は、地域企業等とのコンソーシアム組成や協定締結など、地域企業等との連携のもと、地域課題解決に向けた先端サービスの実装化の取組を実施しなければならない。

- 2 本事業による支援を受けようとする地域企業等は、進出企業等とのコンソーシアム組成や協定締結など、進出企業等との連携のもと、先端サービスを導入する取組を実施しなければならない。

（事業の認定）

第5条 本事業による支援を受けようとする進出企業等又は地域企業等は、先端サービス実装化事業計画書等、別に定める必要な書類を市に提出し、事業の認定を受けなければならない。

（審査会の設置）

第6条 前条の規定により提出された先端サービス実装化事業計画書等を審査し、補助対象事業として認定するため、市は、地域課題解決型先端サービス実装化支援事業補助対象事業認定審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（審査会の所掌事務）

第7条 審査会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 先端サービス実装化事業計画書等の評価に関すること。
- (2) 補助対象事業の認定に関すること。
- (3) 第3条第1項第5号で定める進出企業等の認定に関すること。
- (4) 第3条の2第1項第3号で定める地域企業等の認定に関すること。

（審査会の組織）

第8条 審査会の委員（以下「委員」という。）は、5人以内とし、次に掲げる者をもって審査会を構成する。

- (1) 情報通信技術等に知見を有する者

- (2) 地域経済・地域活性化に知見を有する者
 - (3) 福島県職員
 - (4) 会津若松市職員
 - (5) その他市長が必要と認める者
- 2 審査会に会長1人を置き、委員の互選により決定する。
 - 3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
 - 4 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員が職務を代理する。
 - 5 委員の氏名は、補助対象事業認定前には公表しない。

(審査会の会議)

第9条 審査会の会議は、市長が招集し、会長が座長となる。

- 2 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会は、必要に応じて書面又は電子的な方法をもって開催することができる。
- 4 審査会の議事は、座長を除く出席委員（出席委員のうち、第10条第3項の規定に基づき、市長が申請者との関係が審査に大きな影響を及ぼす認められた委員は除く。以下同じ。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- 5 審査会は、非公開とする。
- 6 審査会は、審査終了後速やかに審査結果を市長に報告する。
- 7 市長は、前項の規定による報告を受けた場合、先端サービス実装化事業計画書等を市に提出した進出企業等及び地域企業等（以下「申請者」という。）に、速やかに補助対象事業の認定の可否について通知するものとする。

(委員の責務)

第10条 委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

- 2 委員は、審査会で知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 3 委員は、申請者と直接的な利害関係を有する場合は、その旨を速やかに市長に申告しなければならない。この場合において、市長が、申請者と申告した委員との関係が審査に大きな影響を及ぼすと認められた場合、当該委員は第8条に規定する所掌事務に関与することができない。申告を怠り、補助対象事業認定後に直接的な利害関係が判明したときは、当該補助対象事業の認定を取り消すことがある。
- 4 委員は、特定の申請者から便宜や利益誘導等の要請、働きかけ等を受けた場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

(謝金)

第11条 委員（本市職員である委員を除く。）が第10条の会議に出席したときは、その都度、会津若松市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和40年会津若松市条例第

11号)の規定に準じて報償を支給する。ただし、委員が辞退した場合を除く。

(旅費)

第12条 委員(本市職員である委員を除く。)が第9条の会議に出席するために旅行したときは、会津若松市非常勤職員の報酬等に関する条例の規定に準じて旅費を支給する。ただし、委員が辞退した場合を除く。

(委員の任期)

第13条 委員の任期は、審査会が補助対象事業を認定した日までとする。

(審査会の庶務)

第14条 審査会の庶務は、企画政策部情報戦略課において処理する。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。